

令和3年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和3年1月12日から同年4月28日までの間に、出先機関352か所のうち99か所について、財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、25か所で34件の指摘事項が認められました。また、令和3年4月22日から同年6月21日までの間に、本庁機関3か所について、財務監査（随時監査）等を実施し、1件の指摘事項が認められました。

【令和3年財務監査（定期監査）等の中間結果】

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
99	25	34	24	32	2	2

（参考） 令和2年の中間結果

83	14	15	14	15	0	0
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

令和3年の中間結果において、不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

1 特記すべき不適切事項

金額的に特記すべき事案

契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの・・・2件

契約書の契約条項を誤っていたもの

- 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約（契約額 6,732,000円）及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約（契約額 11,880,000円）について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。

（県土整備局 厚木土木事務所）

工事条件付き一般競争入札における競争参加資格の要件設定を誤っていたもの

- 企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事（概数設計）ほか1件（契約額計75,598,820円）の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。

（企業庁 相模原水道営業所）

2 要改善事項

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案・・・1件

鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件

- 鎌倉水道営業所逗子分館の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、いずれも、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。
(企業庁 鎌倉水道営業所)

- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案・・・1件

精神保健福祉センターの精神救急患者等の移送契約に関する件

- 精神保健福祉センターでは、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。
(健康医療局 神奈川県精神保健福祉センター)

令和3年財務監査（定期監査）等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。なお、他の監査実施箇所については、今回報告分を含めて、10月上旬に改めて結果の概要をお知らせする予定です。

【財務監査(随時監査)等の結果について】

1 臨時財務監査及び臨時行政監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所において、令和元年度の事務事業を対象として臨時に監査（臨時財務監査及び臨時行政監査）したもので、その結果については別添2のとおりです。

2 臨時財務監査

補助金に関する問題が判明した本庁機関1か所において、当該補助金における補助対象経費の状況を臨時に監査（臨時財務監査）したもので、その結果については別添2のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第13号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和3年7月13日

神奈川県議会議長	小 島 健 一 殿
神奈川県知事	黒 岩 祐 治 殿
神奈川県教育委員会教育長	桐 谷 次 郎 殿
神奈川県公安委員会委員長	岡 田 優 子 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	嶋 村 た だ し
同	てらさき 雄 介

第 1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第 2 監査の対象**1 財務監査(定期監査)**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関352か所のうち、令和3年4月30日までに監査の結果を取りまとめた99か所(他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定)

第5 監査実施期間

令和3年1月12日から同年4月28日まで

(職員調査は、令和2年12月1日から令和3年4月15日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。

なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が34件認められ、その内訳は不適切事項32件、要改善事項2件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

(単位：か所、件)

局 等	実施 箇所数	指摘事項が 認められた箇所		内 訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
				箇所数	件数	箇所数	件数
政 策 局	2	0	0	0	0	0	0
総 務 局	7	3	3	3	3	0	0
くらし安全防災局	1	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	1	0	0	0	0	0	0
環 境 農 政 局	8	3	3	3	3	0	0
福祉子どもみらい局	1	0	0	0	0	0	0
健 康 医 療 局	9	4	4	3	3	1	1
産 業 労 働 局	5	1	2	1	2	0	0
県 土 整 備 局	6	4	8	4	8	0	0
企 業 庁	12	4	6	4	5	1	1
教 育 委 員 会	30	5	7	5	7	0	0
公 安 委 員 会	17	1	1	1	1	0	0
計	99	25	34	24	32	2	2

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事案
- (2) 予算目的に反していると認められる事案
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

4 国際文化観光局の1か所は、国際言語文化アカデミアであり、令和3年3月31日に廃止されている。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項32件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件数(件)	構成率(%)
予算執行	2	6.3
収入	2	6.3
支出	2	6.3
会計事務処理	0	0
契約	13	40.6
課税徴収	2	6.3
工事	3	9.4
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	6	18.8
庶務	0	0
その他	2	6.3
計	32	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない。

(2) 特記すべき事案

不適切事項32件のうち、特記すべきものが次のとおり2件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

- (7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの
該当なし。
- (i) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの
該当なし。
- (h) 上記(7)又は(i)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）
該当なし。
- (i) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
該当なし。

(ハ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約（契約額 6,732,000円）及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約（契約額 11,880,000円）について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。

（県土整備局厚木土木事務所 p. 11）

- 企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事（概数設計）ほか1件（契約額計75,598,820円）の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。

（企業庁神奈川県企業庁相模原水道営業所 p. 13）

(ハ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

- a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
- b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの
- c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

いずれも該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ロ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
- d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

いずれも該当なし。

3 要改善事項

要改善事項2件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件

(企業庁神奈川県企業庁鎌倉水道営業所)

鎌倉水道営業所逗子分館（以下「分館」という。）の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、いずれも、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。

分館は、鎌倉水道営業所（以下「営業所」という。）が管理する行政資産であり、営業所が保有する貯蔵品、保存文書等の保管場所や寒川浄水場の分室として使用するほか、その一部について、平成21年度から逗葉管工事業協同組合（以下「貸付先」という。）に有償で貸し付けており、職員調査時においては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間で貸付期間としていた。

営業所は、分館の清掃業務及び時間外、休日等における機械警備業務を外部事業者へ委託して実施しているが、両業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているにもかかわらず、いずれも単年度契約を締結しており、清掃業務委託契約については、予定価格が100万円を超えないことを理由として見積合せによる随意契約（契約額781,550円）を、機械警備業務委託契約については、予定価格が50万円を超えないことを理由として一者随意契約（契約額485,760円）をそれぞれ行っていた。

上記のように単年度契約を締結していることについて、営業所は、老朽化により分館の維持が困難になりつつあるため、企業庁として分館の早期処分に向けて取り組んでおり、貸付先との賃貸借契約については、処分の前提となる貸付先の移転などの見通しが立っていない中で、貸付けが長期化しないよう契約期間を2年としているところであるが、清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約に係る長期継続契約において、それぞれ通例とされる3年間及び5年間の契約期間により両契約を締結することとした場合、賃貸借契約の契約期間を超えることとなり、貸付先から分館を長期的に保有する意向があると受け取られかねず、貸付先の移転などに支障をきたすおそれがあることによるものであるとしている。

しかしながら、長期継続契約の契約期間は、清掃業務委託については3年が、機械警備業務委託については使用する設備等の耐用年数がそれぞれ上限とされていることから、貸付先との賃貸借契約の期間を超えない範囲で契約期間を設定し、長期継続契約を締結することなども可能である。そ

して、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることになるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。特に、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められていることから、契約期間が通例とされる5年を下回るものであっても一定の経費削減効果が期待されることである。

したがって、分館の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、契約の競争性及び透明性の確保並びに業務効率等の向上に資するため、貸付期間終了後の貸付先との賃貸借契約の状況等も踏まえ適切な契約期間を設定した上で、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

精神保健福祉センターの精神救急患者等の移送契約に関する件

(健康医療局神奈川県精神保健福祉センター)

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）では、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

県では、精神科救急医療体制について、24時間365日の受入体制を全県1圏域として整備しており、県及び横浜、川崎、相模原各市（以下「3政令市」といい、県と合わせて「実施主体」という。）が協調して患者移送事業等の精神科救急医療に係る事業を実施することとしている。

センターは、患者移送事業の実施に当たり、精神科救急患者等を医療機関に移送する業務（以下「精神科救急患者等移送業務」という。）について、3政令市と協議して選定した事業者へ委託しており、センター及び3政令市は、当該事業者との間で患者移送委託契約（単価契約、概算総価額（センター分）23,036,000円）を5者間の契約として締結していた。そして、センターは、患者移送委託契約について、実施主体が協調して精神科救急患者等移送業務を実施するもので、センター及び3政令市が全て同一の事業者と契約を締結することなどから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

しかしながら、精神科救急患者等移送業務の実施に当たり、センター又は3政令市のいずれかが競争入札により事業者を選定し、他者も合わせて当該事業者と患者移送委託契約を締結することとすれば、現状と同様、実施主体が協調して業務を行うことが可能であり、業務上の支障はないと認められることから、センターにおいて、競争入札による事業者の選定等に向けて必要な協議を行わないまま、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、一者随意契約を行っていたことは適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、3政令市と協議を行い、患者移送委託契約について、競争入札により事業者を選定することとするなど、契約の公正性、透明性等を確保するよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した99か所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は25か所、認められなかった箇所は74か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（25か所、34件）

ア 総務局（3か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県神奈川 県税事務所	令和3年3 月17日（令 和3年1月 19日職員調 査）	（不適切事項） 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、93,100円（本税）あった。 その結果、上記の課税誤り3件、93,100円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が32,304円発生していた。
神奈川県緑県税 事務所	令和3年2 月19日（令 和2年12月 18日職員調 査）	（不適切事項） 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、86,600円（本税）あった。 その結果、上記の課税誤り1件、86,600円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が34,675円発生していた。

神奈川県川崎県 税事務所	令和3年3 月4日（令 和3年1月 21日職員調 査）	（不適切事項） 契約事務において、自動体外式除細動器の賃貸借契約（契約額47,520円、契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和2年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
-----------------	---	--

イ 環境農政局（3か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	令和3年3 月22日（令 和3年1月 12日職員調 査）	（不適切事項） 契約事務において、電子顕微鏡保守管理委託契約（契約額1,534,676円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	令和3年4 月26日（令 和3年1月 29日職員調 査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電柱への通信線の共架に係る行政財産の使用許可1件について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額46,919円のうち26,493円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県水産技術センター	令和3年4 月26日（令 和3年2月 9日職員調 査）	（不適切事項） 予算の執行において、冷蔵庫の収集運搬・リサイクル料6,380円の執行に当たり、収集運搬料（1,650円）については「（節）役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「（節）委託料」で執行していた。

ウ 健康医療局（4か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和3年2月2日（令和2年12月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額863,280円、契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県精神保健福祉センター	令和3年2月15日及び同年4月28日（令和2年12月23日及び同月24日職員調査）	（要改善事項） 「精神保健福祉センターの精神救急患者等の移送契約に関する件」（前記3(2)参照）
神奈川県食肉衛生検査所	令和3年1月28日（令和2年12月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、管理棟及び精密検査棟空調機器保守業務委託契約（契約額495,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県動物愛護センター	令和3年3月10日（令和2年12月3日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、登録ボランティア活動謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、10,989円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

エ 産業労働局（1か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立東部 総合職業技術校	令和3年1 月29日（令 和2年12月 10日及び同 月11日職員 調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の使用 許可に係る使用料2件、8,868円につ いて、調定が3月を超えて遅れてい た。 2 財産管理事務において、行政財産の 使用許可の手続を行わないまま電柱に 防犯灯1基が共架されているものがあ った。

オ 県土整備局（4か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚土 木事務所	令和3年2 月15日（令 和2年12月 23日から同 月25日まで 職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、いせはら塔の山緑 地公園パークセンターの機械警備業務委 託契約（契約総額352,440円、契約期間 ：令和2年4月1日から令和7年3月31 日まで）の締結に当たり、長期継続契約 であることから、財政課長通知に基づき 競争入札により契約者を決定すべきとこ ろ、見積合せを行い随意契約を締結して いた。
神奈川県厚木土 木事務所	令和3年2 月26日（令 和2年12月 7日から同 月9日まで 職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、次のとおり誤り があった。 (1) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託 契約（単価契約、概算総価額 1,006,500円）の締結に当たり、契 約書に、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則により義務付けら れている処分及び最終処分等场所等 に関する事項等を記載していなかつ た。 (2) 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約 （契約額6,732,000円）及び厚木南 合同庁舎保守管理等業務委託契約

		<p>(契約額 11,880,000円) について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[特記前出]</p> <p>2 工事事務において、令和2年度河川修繕工事県単(その2)、令和2年度砂防環境整備工事県単(その1)除草業務委託合併ほか1件の設計額の積算に当たり、堤防除草工の発生材処理工について、当初設計に引き続き、変更設計においても処理費の単価の算定を誤ったため、変更後の設計額(計14,289,000円)が55,000円過大であった。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 地方公営企業が行う下水道管及びマンホールの設置に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を減額していた。これにより、令和2年度の使用料1件、7,046円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所東部センター</p>	<p>令和3年2月26日(令和2年12月10日、同月11日及び同月14日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、273円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	令和3年2月26日（令和2年12月17日及び同月18日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和元年災害復旧工事県単（その31）の設計額の積算に当たり、作業場所に設置した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分の運搬費用を計上すべきところ、誤って片道分の運搬費用を計上して積算するなどしていたため、設計額（10,978,000円）が220,000円過小であった。
----------------------	----------------------------------	---

カ 企業庁（4か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所	令和3年2月26日（令和3年1月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事（概数設計）ほか1件（契約額計75,598,820円）の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。[特記前出]
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和3年4月26日（令和3年1月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、企鎌第9号鎌倉水道営業所管内配水池等構内整備の設計額の積算に当たり、植栽手入工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、刈草・剪定材の処分料に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額（計10,318,000円）が110,000円過大であった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。 （要改善事項）

		「鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件」（前記3(1)参照）
神奈川県企業庁 寒川浄水場	令和3年4月22日（令和3年3月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企寒第25号寒川浄水場浸水対策（門扉部）工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費43,680円を計上していなかったことなどにより、変更後の設計額（101,453,000円）が44,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（96,329,200円）が41,800円過小であった。
神奈川県企業庁 相模川水系ダム 管理事務所	令和3年2月5日（令和2年12月21日及び同月22日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、寒川取水施設環境整備工事（草刈）（契約額4,785,000円）に係る第2回出来高支払額（3,220,000円）について、誤って第1回出来高支払額を含めて算定したため、支払額が1,300,000円過大であった。

キ 教育委員会（5か所、7件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	令和3年3月11日（令和3年1月28日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和2年3月分後納郵便料金91,796円の支払に当たり、支出手続を失念していた令和2年4月分のガス代75,318円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、255円を支払っていた。
神奈川県立横浜 明朋高等学校	令和3年2月24日（令和2年12月	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。

	24日職員調査)	<p>1 県立横浜明朋高等学校コンピュータ教室用機器賃貸借契約ほか1件(契約額計194,876円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。</p> <p>2 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額42,955円)及び一般産業廃棄物収集運搬委託契約(単価契約、概算総価額115,500円)の締結に当たり、契約の効力を遡及するために規定した条文において、契約期間の開始日を規定している契約書の条項を誤って記載していた。</p>
神奈川県立釜利谷高等学校	令和3年3月1日(令和2年12月3日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額495,000円)に係る貸付料1件、135,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立平塚江南高等学校	令和3年4月26日(令和2年12月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、518円が徴収不足であった。
神奈川県立横浜南養護学校	令和3年4月9日(令和3年2月10日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、取付式内窓設置工事(契約額252,890円)の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、サッシ代金99,000円を「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、感染症抗体検査及び予防接種業務契約(単価契約、概算総価額453,400円)の締結に

		<p>当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。</p>
--	--	--

ク 公安委員会（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎警察署	令和3年4月9日（令和3年2月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、女子更衣室間仕切工事（契約額 207,900円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（74か所）

ア 政策局（2か所）

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局（4か所）

神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ 暮らし安全防災局（1か所）

神奈川県温泉地学研究所

エ 国際文化観光局（1か所）

神奈川県立国際言語文化アカデミア（令和3年3月31日廃止）

オ 環境農政局（5か所）

神奈川県畜産技術センター、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県西部漁港事務所

カ 福祉子どもみらい局（1か所）

神奈川県立女性相談所

キ 健康医療局（5か所）

神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校

ク 産業労働局（4か所）

神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県立障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局（2か所）

神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

コ 企業庁（8か所）

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

サ 教育委員会（25か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立えびな支援学校

シ 公安委員会（16か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、
神奈川県港北警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神
奈川県幸警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県
三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船
警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警
察署

神奈川県監査委員報告第14号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和3年7月13日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	嶋 村 た だ し
同	てらさき 雄 介

第 1 監査の種類

財務監査(随時監査)及び行政監査

第 2 監査の対象**1 財務監査(随時監査)**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関3か所

第5 監査実施期間

令和3年4月22日から同年6月21日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所において、令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、公益社団法人神奈川県農業公社に対して実施した令和2年の財政援助団体等監査を踏まえ、県が同公社に交付した農地集積推進事業費補助金の補助対象経費について確認する必要があると認められたことから、同公社に対して財政的援助等を行っている本庁機関1か所において、当該補助対象経費の状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の3か所のうち、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった2か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 要改善事項が認められた箇所（1か所）

臨時財務監査を実施した次の本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。

- (1) 監査実施箇所
環境農政局農政部農地課
- (2) 監査実施日
令和3年6月7日（令和3年2月25日職員調査）

(3) 要改善事項

公益社団法人神奈川県農業公社における補助対象経費の算定に関する件

農地集積推進事業費補助金の交付に当たり、公益社団法人神奈川県農業公社（以下「農業公社」という。）の事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入しており、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

県は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構等の有する農用地等の再配分機能を活用し、規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等に売渡し又は貸付けを行う農地集積推進事業を行っている。そして、県は、農地中間管理機構として指定した農業公社に対し、神奈川県農地集積推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等に基づき、農地集積推進事業に必要な経費を対象として、農地集積推進事業補助金（令和元年度補助金額 8,701,000 円）を交付しており、補助金の交付に係る事務は環境農政局農政部農地課（以下「農地課」という。）が所管している。

交付要綱によれば、補助対象経費は業務費、利子補給費、事業運営助成費及び集積促進費に区分され、このうち業務費については、農地集積推進事業として行う農用地等の買入れ及び売渡し業務に要する旅費交通費、事務所借上費、県からの派遣に伴う人件費等が補助の対象とされている。そして、農業公社は、業務費に係る補助対象経費の算定に当たり、事務所借上費については、横浜市に所在する事務所の賃借料全額（令和元年度支払額 2,162,051 円）を算入している。

しかしながら、農業公社は、農地集積推進事業に係る業務のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業等に係る業務も行っており、これら業務の実施に当たっても上記の事務所を使用している。そして、農業公社は、このような状況であるにもかかわらず、これらの業務ごとの事務所の使用割合等を把握しないまま、事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入していたもので、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

したがって、農地課において、事務所における業務ごとの使用実態を農業公社に調査させるなどして的確に把握し、その結果に基づき、補助の対象とする事務所借上費についての合理的な基準を定めるなどして、農地集積推進事業補助金の補助対象経費が適正に算定されるよう改善する必要がある。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（2か所）

臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した次の本庁機関2か所において不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

- (1) 政策局
政策部総合政策課
- (2) 産業労働局
中小企業部金融課